

## 名古屋市放課後児童健全育成事業の届出の概要

- 1 根拠 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8  
児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の32の2  
名古屋市放課後児童健全育成事業の届出に関する要綱
- 2 対象 (1) 平成27年3月31日現在、現に放課後児童健全育成事業を実施している団体等  
(2) 平成27年4月1日現在、新たに放課後児童健全育成事業を実施しようとしている団体等  
(3) 平成27年4月1日以降、新たに放課後児童健全育成事業を実施しようとしている団体等（上記(1)・(2)を除く）

### 3 開始の届出

#### 要綱（第1号様式）放課後児童健全育成事業開始届

##### 【届出の時期】

- ・前記2(1)については、平成27年4月から6月末までの間に行います。
- ・前記2(2)及び(3)については、事業を開始する前までに、子ども青少年局放課後事業推進室に届け出ること（法＝「あらかじめ」 ☞ おおむね1ヶ月前までとする）

##### 【届出の内容】

- ・事業の内容 ☞ 「放課後児童クラブの運営」
- ・代表者の氏名又は法人の名称
  - ☞ 留守家庭児童育成会については「運営委員長 氏名」、法人については「法人の名称」、その他については「代表者氏名」
- ・代表者の住所又は法人の主たる事務所の所在地
  - ☞ 「代表者住所」ほか法人所在地
- ・職員の定数 ☞ 運営規程に規定した職員（放課後児童支援員及び補助員）数
- ・事業の用に供する
  - 施設の名称 ☞ 「留守家庭児童育成会名」ほか放課後児童クラブの施設名
  - 種類 ☞ 「放課後児童健全育成事業」
  - 所在地 ☞ 「留守家庭児童育成会所在地」ほか放課後児童クラブの所在地
- ・建物その他の設備の規模及び構造
  - ☞ 専用区画の面積等
- ・事業開始予定年月日
  - ☞ 前記2(1)「平成27年4月1日」
  - ☞ 前記2(2)・(3)「（現に届け出る日からおおむね1ヶ月後の事

業開始予定年月日)」

・併せて提出する書類

- 1 定款その他の基本約款 ☞ 「運営委員会規定」ほか法人定款
- 2 運営規程
- 3 主要職員の氏名及び経歴とその職務の内容
  - ☞ 常勤の放課後児童支援員（常勤の補助員含む）名が記載された名簿にそれぞれの経歴と担当職務内容（☞「児童の指導等」等）が記載されたもの
  - ※有資格及び「2名以上配置」の職員配置基準の確認のため
- 4 収支予算書
- 5 事業計画書
- ※ 4及び5については、インターネットを利用し、これらの内容が閲覧できる状況にある場合は添付不要
- 6 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
  - ☞ 「平面図」等（専用区画等が識別できる図面等が望ましい）

#### 4 変更の届出

要綱（第2号様式）放課後児童健全育成事業変更届

**【届出の時期】**

- ・変更の日から1ヶ月以内に、子ども青少年局放課後事業推進室に届け出ること

**【届出の内容】**

- ・開始の届出により届け出た内容（前記）に変更があった場合に提出

**【事務の流れ】**

- ・開始の届出に同じ

#### 5 事業の廃止又は休止の届出

要綱（第3号様式）放課後児童健全育成事業廃止（休止）届

**【届出の時期】**

- ・事業を廃止又は休止する前までに、子ども青少年局放課後事業推進室に届け出ること（法＝「あらかじめ」 ☞ おおむね1ヶ月前までとする）

**【届出の内容】**

- ・開始の届出により届け出た内容（前記）に変更があった場合に提出

**【事務の流れ】**

- ・開始の届出に同じ